

令和7年第4回武蔵村山市教育委員会定例会議事日程

令和7年4月18日（金）

午前9時30分開議

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第24号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第25号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任免等に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第26号 武蔵村山市生涯学習審議会委員の委嘱等に係る臨時代理の承認について
- 7 議案第27号 武蔵村山市防災食育センター備品整備基金条例を廃止する条例の申出について
- 8 議案第28号 武蔵村山市立学校令和8年度使用教科用図書採択要領について
- 9 議案第29号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について
- 10 その他

議案第24号

武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認に
ついて

教育委員会事務局職員の任免について、別紙のとおり臨時に代理したので、
教育委員会の承認を求めます。

令和7年4月18日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

教育委員会事務局職員を任免する必要がある、武蔵村山市教育委員会教育長
に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したの
で、本案を提出します。

議案第 25 号

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任免等に係る臨時代理の
承認について

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任免等について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和 7 年 4 月 18 日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

教職員の人事異動等に伴い、委員の任免等をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

(任命の取りやめ)

- 1 武蔵村山市立第一小学校学校運営協議会委員
- 2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
久保田 晃司	武蔵村山市本町	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(任命)

- 1 武蔵村山市立第一小学校学校運営協議会委員
- 2 任 命 年 月 日 令和7年4月1日
- 3 任 期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
中尾 満美	武蔵村山市本町	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(解任)

1 武蔵村山市立第二小学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
高橋 秀臣	武蔵村山市三ツ木	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
赤坂 弘樹	武蔵村山市三ツ木	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
吉岡 明子	武蔵村山市三ツ木	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
黒岩 真英	武蔵村山市三ツ木	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(任命)

1 武蔵村山市立第二小学校学校運営協議会委員

2 任 命 年 月 日 令和7年4月1日

3 任 期 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
大山 飛鳥	武蔵村山市三ツ木	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
服部 拓美	武蔵村山市三ツ木	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
富田 基輝	武蔵村山市三ツ木	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
山本 貴司	武蔵村山市三ツ木	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(解任)

1 武蔵村山市立第三小学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
松 下 剛	武蔵村山市中藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
高 島 茂登子	武蔵村山市中藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(任命)

1 武蔵村山市立第三小学校学校運営協議会委員

2 任 命 年 月 日 令和7年4月1日

3 任 期 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
指 田 良則	武蔵村山市中央	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
鈴 木 将一	武蔵村山市中央	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
八 木 貴雄	武蔵村山市中藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(任命の取りやめ)

1 武蔵村山市立小中一貫校大南学園第七小学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
高橋 敏也	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略

(任命)

1 武蔵村山市立小中一貫校大南学園第七小学校学校運営協議会委員

2 任 命 年 月 日 令和7年4月1日

3 任 期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
梶原 郷	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
海老名 亜紀	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(解任)

1 武蔵村山市立第八小学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
椎野 祐史	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
三木 謙太朗	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
久保 美和子	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
花上 和哉	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(任命)

1 武蔵村山市立第八小学校学校運営協議会委員

2 任 命 年 月 日 令和7年4月1日

3 任 期 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
伊藝 貴子	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
山下 美詠子	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
門馬 裕樹	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
宮部 沙織	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(解任)

1 武蔵村山市立第九小学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
白井 賢一郎	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略

(任命)

1 武蔵村山市立第九小学校学校運営協議会委員

2 任 命 年 月 日 令和7年4月1日

3 任 期 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
吉岡 明子	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略

(解任)

1 武蔵村山市立第十小学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
梶野 謙丈	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
瀧口 信晴	武蔵村山市残堀	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(任命)

1 武蔵村山市立第十小学校学校運営協議会委員

2 任 命 年 月 日 令和7年4月1日

3 任 期 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
石井 康司	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
勝亦 圭子	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
松下 剛	武蔵村山市残堀	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(任命)

1 武蔵村山市立雷塚小学校学校運営協議会委員

2 任 命 年 月 日 令和7年4月1日

3 任 期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
高橋 伸明	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略

(任命)

1 武蔵村山市立小中一貫校村山学園学校運営協議会委員

2 任 命 年 月 日 令和7年4月1日

3 任 期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
松原 誠	武蔵村山市大南	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
城戸 清香	武蔵村山市緑が丘	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)

※敬称略、順不同

(任命)

1 武蔵村山市立第一中学校学校運営協議会委員

2 任 命 年 月 日 令和7年4月1日

3 任 期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
有水 理顕	武蔵村山市中原	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
梶原 敏幸	武蔵村山市中原	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)

※敬称略

(任命の取りやめ)

1 武蔵村山市立小中一貫校大南学園第四中学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
小川 紳	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
坂井 桂	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(任命)

1 武蔵村山市立小中一貫校大南学園第四中学校学校運営協議会委員

2 任 命 年 月 日 令和7年4月1日

3 任 期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
野津 康司	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
中村 鮎美	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(解任)

1 武蔵村山市立第五中学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
有沼 賢二	武蔵村山市残堀	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
井上 佳奈美	武蔵村山市中原	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)

※敬称略、順不同

(任命)

1 武蔵村山市立第五中学校学校運営協議会委員

2 任 命 年 月 日 令和7年4月1日

3 任 期 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
中山 貴興	武蔵村山市中原	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)

※敬称略

議案第26号

武蔵村山市生涯学習審議会委員の委嘱等に係る臨時代理の承認に
ついて

武蔵村山市生涯学習審議会委員の委嘱等について、別紙のとおり臨時に代理
したので、教育委員会の承認を求めます。

令和7年4月18日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

(提案理由)

学校長の人事異動に伴い、委員の委嘱等をする必要があり、武蔵村山市教育
委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時
に代理したので、本案を提出します。

(解嘱)

1 武蔵村山市生涯学習審議会委員

2 氏 名 ・ 住 所

No	氏 名	住 所
1	高瀬 隆太郎	武蔵村山市学園

※敬称略

(委嘱)

1 武蔵村山市生涯学習審議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和7年4月1日

3 任 期 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 氏 名 ・ 住 所

No	氏 名	住 所
1	赤坂 弘樹	武蔵村山市学園

※敬称略

議案第 27 号

武蔵村山市防災食育センター備品整備基金条例を廃止する条例の
申出について

武蔵村山市防災食育センター備品整備基金条例を廃止する条例について、別紙のとおり申出をするため、教育委員会の議決を求めます。

令和7年4月18日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

武蔵村山市防災食育センター備品整備基金の処分の完了に伴い、条例の廃止の申出をする必要があるため、本案を提出します。

武教発第 号
令和 7 年 4 月 日

武蔵村山市長 山崎 泰大 殿

武蔵村山市教育委員会

市長部局所管の条例の制定について（申出）

このことについて、市長部局所管の条例の制定を下記のとおり整備する
必要が生じたので、所要の事務手続を行っていただきますようお願い
いたします。

記

1 制定する条例

武蔵村山市防災食育センター備品整備基金条例を廃止する条例

2 制定の理由

武蔵村山市防災食育センター備品整備基金の処分の完了に伴い、条
例を廃止する必要が生じたため

3 条例案

別紙のとおり

武蔵村山市防災食育センター備品整備基金条例を廃止する条例

武蔵村山市防災食育センター備品整備基金条例(平成31年武蔵村山市条例第8号)は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 28 号

武蔵村山市立学校令和 8 年度使用教科用図書採択要領について

武蔵村山市立学校令和 8 年度使用教科用図書採択要領について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和 7 年 4 月 18 日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

武蔵村山市立小・中学校特別支援学級において令和 8 年度に使用する教科用図書の採択を、適正かつ公正に行うために、必要な事項を定める必要があるもので、本案を提出します。

武蔵村山市立学校令和8年度使用教科用図書採択要領

令和7年4月 日
武蔵村山市教育委員会

第1 目的

この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定に基づき、武蔵村山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、武蔵村山市立小・中学校において令和8年度に使用する教科用図書の採択を、適正かつ公正に行うために、必要な事項を定めるものとする。

第2 採択の方針

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）の規定に基づき、令和8年度において使用する特別支援学級用教科書については、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書及び一般図書について採択する。

第3 組織及び任務

教育委員会は、教科書の採択を円滑に行うため、教科書採択資料作成委員会（以下「採択資料作成委員会」という。）、教科書調査研究委員会（以下「調査研究委員会」という。）及び教科書学校調査会（以下「学校調査会」という。）を設置する。

1 採択資料作成委員会

- (1) 採択資料作成委員会には、次に掲げる者をもって組織する。
 - ア 小学校特別支援学級設置校校長 1人
 - イ 中学校特別支援学級設置校校長 1人
- (2) 採択資料作成委員会には、委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選とする。
 - ア 委員長は、採択資料作成委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
 - イ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、職務を代理する。
- (3) 採択資料作成委員会は、次に掲げる事項を任務とする。
 - ア 採択に関する法令等を確認する。
 - イ 東京都教育委員会からの指導・助言を確認する。
 - ウ 調査研究、選定のための文書、資料等を確認する。
 - エ 小・中学校調査研究委員会から提出された「調査研究資料」について精査、検討する。
 - オ 上記のアからエを踏まえ、「教科書採択資料作成委員会報告書」を作成する。報告書は全ての図書について作成し、教育委員会に報告する。
 - カ その他、一般図書の選定、採択資料作成に必要な事項を行う。
- (4) 委員の任期は、委嘱の日から令和7年8月31日までとする。

2 調査研究委員会

- (1) 特別支援学級調査研究委員会
 - ア 特別支援学級調査研究委員会に、小学校特別支援学級調査研究委員会及び中学校特別支援学級調査研究委員会を置く。
 - イ 各校種の特別支援学級調査研究委員会は、特別支援学級（固定学級）設置校の校長1人及び特別支援学級（固定学級）設置校から推薦された障害種別ごとの特別支援学級担任1人をもって組織する。

ウ 各校種の特別支援学級調査研究委員会にはそれぞれ委員長を置き、校長をもって充てる。

エ 各校種の特別支援学級調査研究委員会は、文部科学省検定教科書、著作教科書及び一般図書（特別支援学級用）について調査研究を行い、「調査研究資料」を作成し、採択資料作成委員会に報告する。

(3) 委員の任期は、委嘱の日から令和7年8月31日までとする。

第4 一般図書の採択に係る調査研究の内容・方法

1 採択資料作成委員会及び調査研究委員会は、特別支援教育の目的や個別指導計画等を踏まえるとともに、各児童・生徒の発達段階を考慮して、より適切な教科書を選定するため、次の観点から調査研究を行う。

- (1) 内容
- (2) 構成上の工夫
- (3) 特長

2 「調査研究資料」及び「教科書採択資料作成委員会報告書」を作成にするに当たっては、各図書を客観的に分析・検討し、それらの違いが簡潔・明瞭に分かるように記述する。

3 採択資料作成委員会及び調査研究委員会における調査研究の進め方、並びに、「教科書採択資料作成委員会報告書」、「調査研究資料」の様式については、別に定める。

第5 適正かつ公正な採択の確保

1 次に掲げる者は、採択資料作成委員会及び調査研究委員会の委員になることはできない。

- (1) 発行者の役員及び従事者並びにこれらの配偶者及び3親等内の親族
- (2) 顧問、参与、嘱託等いかなる名称を問わず、事実上、発行者の事業に重要な影響を及ぼしている者
- (3) 教科書及びその教科用指導書の著作に参加し、又は協力した者
- (4) 前号の著作者が団体である場合は、その団体の役員及びこれに準じる者
- (5) 教科書の供給の事業を行う者及びその従事者

2 採択資料作成委員会、調査研究委員会の調査研究の内容並びに委員名簿は、採択が決定するまで公開しない。ただし、採択後、採択の結果や理由、採択にかかわる資料等について公開する。

第6 庶務

採択資料作成委員会及び調査研究委員会の庶務は、教育部教育指導課において処理する。

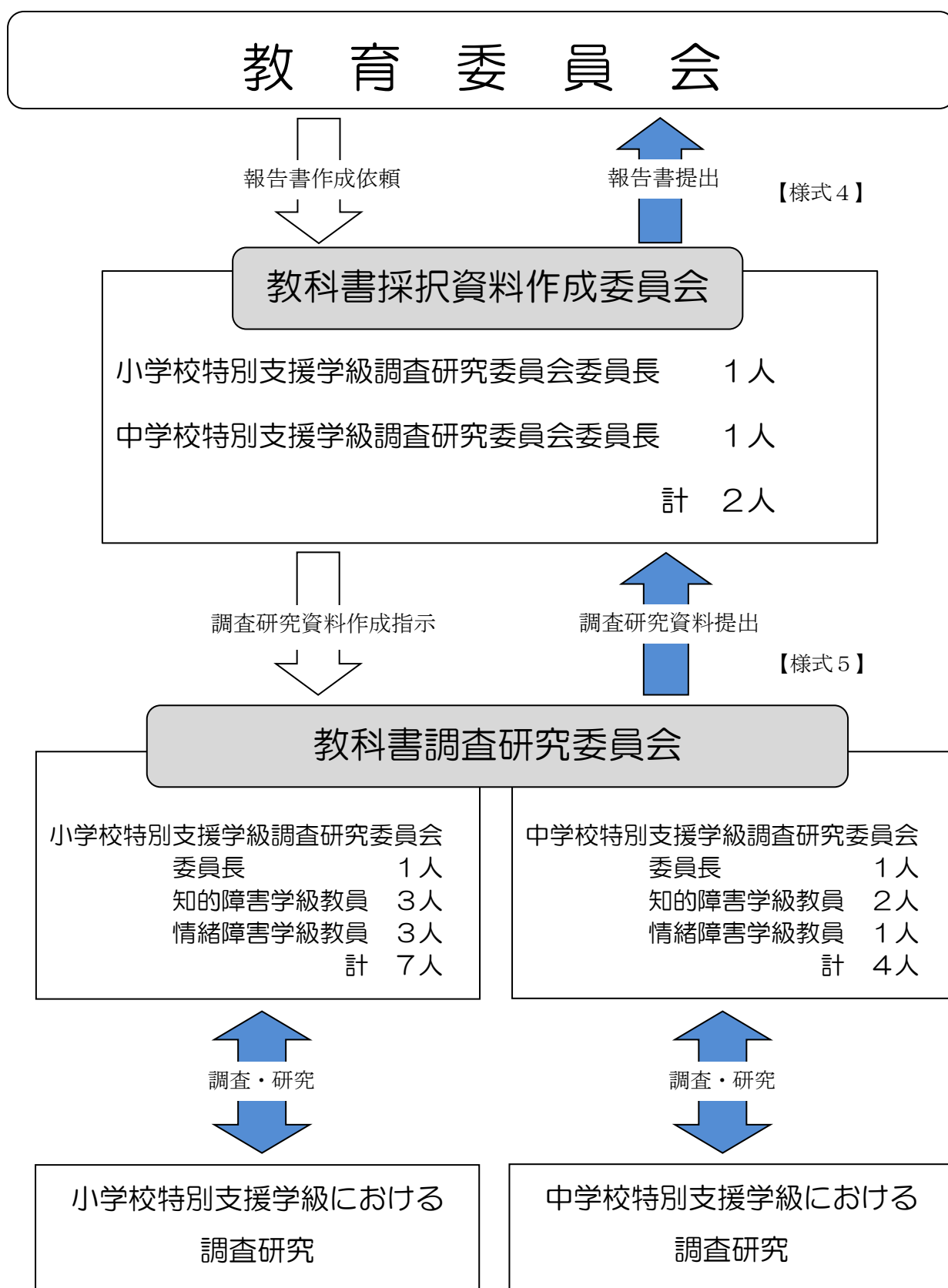
第7 その他

文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を採択する場合にも、本採択要領に準じて、調査研究資料を作成する。

附則

この要領は、令和7年4月 日から施行する。

【組織構成図】



武蔵村山市立学校 令和8年度使用教科用図書（一般図書）採択事務日程

	日 程	内 容	
1	4月9日（水）	定例校長会	○採択要領（案）の説明
2	4月10日（木）	副校長会	○採択要領（案）の説明
3	4月18日（金）	教育委員会定例会	○採択要領、日程等の協議
4	5月上旬	第1回 教科書採択資料 作成委員会	○委員委嘱 ○「教科書採択資料作成委員会報告書」 作成手順等説明（事務局）
5	5月中旬～	調査研究委員会の 調査研究開始	（委員長校にて開催） ○第1回調査研究委員会の主な内容 ・委員委嘱 ・「調査研究資料」作成手順等説明（委員長）
6	6月下旬	調査研究委員会 「調査研究資料」の 提出締切日	○指導・教育センター担当課長宛てデータ提出 （押印不要）
7	7月上旬	第2回 教科書採択資料 作成委員会	○「調査研究資料」の精査、検討 ○「教科書採択資料作成委員会報告書」の作成
8	7月中旬	採択資料作成委員会 「教科書採択資料作成 委員会報告書」の 提出 締切日	○指導・教育センター担当課長宛てデータ提出 （押印不要）
9	8月22日（金）	教育委員会定例会	○審議及び採択 ○各学校に通知
10	8月末	東京都教育委員会への 採択内容の報告締切日	

- ※ 事務日程に遅れが生じないよう配慮する。
 ※ 部外秘扱いの文書等の管理について十分配慮する。

教科書採択資料作成委員会報告書・特別支援学級用（様式4）

部外秘

校種	教科	種目	発行者の番号・略称	使用学年	採択資料作成委員会委員長
教科書の記号・番号			書名		

調 査 基 準	調 査 内 容
1 内 容 (1) 学習指導要領の目標及び内容に照らし、基礎・基本の定着を図る上でふさわしい内容であるか。 (2) 児童・生徒の興味・関心を引き出し、探究心を育てる教材が選択されているか。 (3) 児童・生徒の発達段階に適した教材であるか。 (4) 体験的な学習や課題発見・課題選択・課題解決等の学習に対して工夫されているか。 (5) 教材や資料が正確で、分かりやすいか。	
2 構成上の工夫 (1) 単元の構成や配列が、児童・生徒の学習意欲を高めるよう配慮されているか。 (2) 教材の配列が、系統的、段階的に理解できるよう配慮されているか。 (3) 児童・生徒が学習活動を進めやすい単元構成になっているか。	
3 特 長 ○ どのような特長が見られるか。	

教科書調査研究委員会の調査研究資料・特別支援学級用（様式5）

部外秘

校種	教科	種目	発行者の番号・略称	使用学年	調査研究委員会委員長
教科書の記号・番号			書名		

調 査 基 準	調 査 内 容
1 内 容 (1) 学習指導要領の目標及び内容に照らし、基礎・基本の定着を図る上でふさわしい内容であるか。 (2) 児童・生徒の興味・関心を引き出し、探究心を育てる教材が選択されているか。 (3) 児童・生徒の発達段階に適した教材であるか。 (4) 体験的な学習や課題発見・課題選択・課題解決等の学習に対して工夫されているか。 (5) 教材や資料が正確で、分かりやすいか。	
2 構成上の工夫 (1) 単元の構成や配列が、児童・生徒の学習意欲を高めるよう配慮されているか。 (2) 教材の配列が、系統的、段階的に理解できるよう配慮されているか。 (3) 児童・生徒が学習活動を進めやすい単元構成になっているか。	
3 特 長 ○ どのような特長が見られるか。	

議案第29号

武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について

武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和7年4月18日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

(提案理由)

武蔵村山市スポーツ推進委員の欠員補充に伴い、新たに委員の委嘱をする必要があるので、本案を提出します。

(委嘱)

1 武蔵村山市スポーツ推進委員

2 委 嘱 年 月 日 令和7年5月1日

3 任 期 令和7年5月1日から令和8年3月31日まで

4 氏 名 ・ 住 所

No	氏 名	住 所
1	白井 心	武蔵村山市大南
2	吉澤 和泉	武蔵村山市神明
3	宇津木 章	武蔵村山市三ツ木

※敬称略、順不同